

社会福祉法人本巢市社会福祉協議会被災者援護金支給規程

(目的)

第1条 この規程は、本巢市内において火災、地震、風水害等(以下「災害」という。)により被災した世帯の世帯主に対して、被災者援護金の支給を行い、被災者の福祉に資することを目的とする。

(援護金の額)

第2条 被災者援護金の支給額は、被災の程度により次の各号に定める額の範囲内で、会長が決定した額を支給するものとする。

- (1) 住居及び家財の全部が焼失又は滅失したとき、30,000円
- (2) 住居及び家財の半分が焼失又は滅失したとき、15,000円

(支給の方法)

第3条 会長は、次の事項を被災調査票(別紙様式)により調査のうえ支給するものとする。

- (1) 被災世帯主の住所、氏名、生年月日、性別、電話番号
- (2) 被災状況
- (3) 前各号によるもののほか、会長が必要と認める事項

(その他)

第4条 大規模な災害の発生の場合には、この規程にかかわらず理事会において決定するものとする。

2 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定めるものとする。

附 則

この規程は平成16年4月1日から施行する。

別紙様式(第3条関係)

会 長	事務局長	次 長	課 長	係長所長	担 当 者

被 災 調 査 票

(作成年月日:平成 年 月 日)

被 災 年 月 日	平成 年 月 日()
調 査 年 月 日	平成 年 月 日()
被災世帯主氏名等	氏名 男・女
被災世帯主住所等	本巢市 電話番号 — —
災害の種類	火災 地震 風水害 その他()
被災の状況	
援護金の決定額	円 (第2条の 該当)
備 考	